

No.	更新日
1 新築住宅:立地等の除外要件	
問	「立地上の補助対象外区域」は、どの時点で該当すると補助対象外ですか
回答	基礎工事に着手時点で「立地等の除外要件」に該当する「立地上の補助対象外区域」に指定されている場合、補助対象になりません。 2026/03/26
2 新築住宅:立地等の除外要件	
問	新築住宅の一部が、「立地上の補助対象外区域」に該当する場合、対象になりますか
回答	敷地の一部のみが「立地上の補助対象外区域」に該当しており、建物全体が「立地上の補助対象外区域」の外にある場合は補助対象になります。 住宅（建物）が「立地上の補助対象外区域」にかかっている場合の判定基準は、新築住宅の立地等の除外要件をご確認ください。 <a href="https://mirai-eco2026.kariup.com/exclude-locations/">https://mirai-eco2026.kariup.com/exclude-locations/</a> 2026/03/26
3 新築住宅:立地等の除外要件	
問	区域区分が定められていない都市計画区域（いわゆる非線引き地域）に立地する住宅は「市街化調整区域」ですか
回答	「市街化調整区域」以外の区域です。 本事業は、「市街化調整区域」以外の区域であって、「災害危険区域」の指定を受けている、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」「浸水想定区域」は対象になりません。 2026/03/26
4 新築住宅:立地等の除外要件	
問	「市街化調整区域」で「災害危険区域」の指定を受けていなければ、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、「浸水想定区域」に立地する住宅は対象になりますか
回答	対象になりません。 本事業では、市街化調整区域では「災害危険区域」の指定の有無にかかわらず、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」もしくは「浸水想定区域」に立地する住宅は補助対象になりません。 2026/03/26
5 新築住宅:立地等の除外要件	
問	「市街化調整区域」以外の区域は、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、「浸水想定区域」に立地する住宅は対象になりますか
回答	「市街化調整区域」以外の区域であって、「災害危険区域」の指定を受けている、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」「浸水想定区域」は対象になりません。 2026/03/26
6 新築住宅:立地等の除外要件	
問	浸水想定区域とは、洪水、高潮、津波、最大想定、計画想定などの情報が該当しますか
回答	本事業では、「洪水」又は「高潮」によって、3m（2階の床に浸水する程度を想定）以上の浸水が見込まれる区域をいいます。従って、「洪水」又は「高潮」であっても想定浸水深が3m未満の区域や、「津波」の浸水が想定される区域は該当しません。 2026/03/26
7 新築住宅:立地等の除外要件	
問	確認済証の交付を受けた新築住宅であれば、「立地上の補助対象外区域」に建築する場合でも補助対象になりますか
回答	対象になりません。 住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される（確認済証が発出される）場合であっても、「立地上の補助対象外区域」に建築する新築住宅は、本事業の補助対象になりません。 2026/03/26
8 新築住宅:立地等の除外要件	
問	「立地上の補助対象外区域」において、建替（「古家の除却」を行った上で、同一敷地内に住宅を新築する）を行う場合は対象になりますか
回答	対象になりません 2026/03/26
9 全体:立地等の除外要件	
問	「立地上の補助対象外区域」への建築や建替が補助対象にならないのはなぜですか
回答	災害リスクの高いエリアへの新たな建築を抑制することを目的に補助対象外としています。 2026/03/26
10 新築住宅:地域の区分	
問	新築住宅で、高い補助額が設定されている地域はどこですか
回答	本事業では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく「地域の区分」によって、「1～4地域」に建築する対象住宅については1戸あたりの補助額を高く設定しています。 これは、寒冷な地域における建築費のかかり増しの負担を考慮したものです。 (参考) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 別表第10 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001880627.pdf#page=58">https://www.mlit.go.jp/common/001880627.pdf#page=58</a> 2026/03/26
11 新築住宅:GX志向型住宅	
問	GX志向型住宅の「寒冷地」とは何ですか
回答	本事業の寒冷地とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく「地域の区分」によって、「1地域」または「2地域」に該当する地域をいいます。 (参考) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 別表第10 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001880627.pdf#page=58">https://www.mlit.go.jp/common/001880627.pdf#page=58</a> 2026/03/26
12 新築住宅:GX志向型住宅	
問	GX志向型住宅の「低日射地域」とは何ですか
回答	本事業の低日射地域とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく年間の日射地域区分において、A1またはA2に該当する地域をいいます。 (参考) 平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）現行版 2. エネルギー消費性能の算定方法>2.1 算定方法>第十一章 その他>第二節日射に関する地域の区分と日射量等 「データ：地域の区分・年間の日射地域区分・暖房機の日射地域区分」 <a href="https://www.kenken.go.jp/becc/house.html">https://www.kenken.go.jp/becc/house.html</a> 2026/03/26
13 新築住宅:GX志向型住宅	
問	GX志向型住宅の「多雪地域」とは何ですか
回答	本事業の多雪地域とは、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域をいいます。 2026/03/26

No.	更新日
<p>14 新築住宅:GX志向型住宅</p> <p><b>問</b> GX志向型住宅について、寒冷地と多雪地域の両方に該当する場合、どちらで申請することになりますか</p> <p><b>回答</b> 寒冷地における要件（Nearly ZEH以上）を満たす場合、「寒冷地」として申請してください。寒冷地における要件を満たさず、多雪地域における要件（ZEH Oriented）を満たす場合は、「多雪地域」として申請してください。この場合、「寒冷地」として申請するより審査には時間を要する見込みです。</p>	2026/03/26
<p>15 新築住宅:GX志向型住宅</p> <p><b>問</b> 「都市部狭小地等」とは何ですか</p> <p><b>回答</b> 本事業の都市部狭小地等とは、a)～d)のいずれかに該当し、敷地面積が85㎡未満の敷地である地域をいいます。（平屋建てを除く）                      a) 第一種または第二種低層住居専用地域                      b) 第一種または第二種中高層住居専用地域                      c) 田園住居地域                      d) 条例により北側斜線規制が定められている地域</p>	2026/03/26
<p>16 新築住宅:GX志向型住宅</p> <p><b>問</b> 自治体が条例により、北側斜線制限を適用しない地域に立地する住宅も「都市部狭小地等」の対象となりますか</p> <p><b>回答</b> 条例により北側斜線制限を適用しない場合であっても、以下の用途地域における敷地面積が85㎡未満の敷地に立地する住宅は「都市部狭小地等」の対象となります。（平屋建てを除く）                      a) 第一種または第二種低層住居専用地域                      b) 第一種または第二種中高層住居専用地域                      c) 田園住居地域</p>	2026/03/26
<p>17 新築住宅:GX志向型住宅</p> <p><b>問</b> 確認申請で、異なる複数の用途地域にまたがる土地に新築する場合、どうやって申請すればよいですか</p> <p><b>回答</b> 本事業の交付申請を行う際は、敷地面積の半分以上を占める用途地域が該当する箇所を選択し、申請してください。交付申請にあたっては、敷地の用途地域と住宅の配置が確認できる配置図等の提出を求められることがあります。</p>	2026/03/26